

平成23年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年9月6日

午前9時00分開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (1名)

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也

教委総務課長 西川 肇 生涯学習課長 佃田 眞規
上下水道部長 谷口 裕司 上水道課長 清水 孝悦
下水道課長 上田 俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 13番 里川議員

1. 介護保険の制度改正に伴う町の考え方について
 - ① 総合サービスの内容と町の選択について。
2. 観光行政の今後の展開について
 - ① まちなか観光の推進など予算補正があったり、なら観光ビジネスカレッジがあったり、様々な取り組みを積極的にやろうとしているが、全ての関係者とのコミュニケーションと具体的事例について。
3. 保育所が過密状況になっていることについて
 - ① 現在、年度当初から保育所が定員いっぱいになっている現状から充実してきた子育て支援のさらなる前進に向けて受け入れ可能にする考え方について。
4. 障害者権利条約の批准と障害者基本法について
 - ① 遅れている批准とそのための法改正となっているが、今後の斑鳩町の取り組みなどの影響について。

〔2〕 5番 伴議員

1. 高齢化社会への対応について
 - ① 本町の高齢化率と独居・夫婦のみの高齢者世帯数推移をどのように分析しているのか。
 - ② 孤独死や所在不明、認知症へのケアなどの問題が増加しないための施策について伺う。
 - ③ 高齢者の方が介護や療養が必要になっても、地域とかかわりを持ちながら自分の意思で生活の場を選択できるような環境整備について。
 - ④ 今後の高齢化対策としての保険・医療・介護等の連携についての町の考え方について伺う。

2. 子ども医療費無料施策について

- ① 町内の中学生以下の医療無料化施策がスタートしてから今日までの、利用状況を伺う。
- ② 子育て支援として良い施策だが、今後財政的に問題なく継続できるのか。
- ③ これからは地方自治体間でも競争の時代だと思うが、高齢化率を下げするために、町外にこの施策を広報することは、考えているのか伺う。

〔3〕 14番 木澤議員

1. 学童保育について

- ① 運営時間の延長について。

2. 可燃ごみ処理の民間委託について

- ① 民間委託によるリスクとセーフティネットについて。
- ② 受け入れ自治体との協議について。
- ③ 将来的な見通しについて。

3. 防災のまちづくりについて

- ① 土砂くずれ災害の対応について。
- ② 福井原発に対する認識と対応について。

〔4〕 10番 坂口議員

1. 可燃ごみについて

- ① 焼却場廃止に向けての今後について。
- ② 生ごみ分別の現状及び今後について。
- ③ ルール違反のごみについて。

2. 国道25号の歩道について

- ① 猫坂より竜田大橋付近までの歩道整備について。

〔5〕 11番 飯高議員

1. 災害弱者の避難支援について

- ① 防災計画の見直しについて問う。
- ② 事業継続計画の策定について問う。
- ③ 個別計画の策定について問う。
- ④ 高齢者マップの作成状況について問う。

2. 緊急時の高齢者対応について

- ① 救急医療情報キットの活用について問う。
- ② 高齢者の外出時における緊急時対応カードについて問う。

3. 空き家再生等推進事業について

- ① 町内の空き家の状況について問う。
- ② 空き家再生等推進事業の活用について問う。

〔6〕 8番 小野議員

1. 自治会活動と集会所等について

- ① 各自治会が所有している集会所等の取得するに至った実態を問う。
- ② それらの集会所等の登記事項を含む管理状況を問う。
- ③ 各自治会の集会所等と(仮称)地域交流館計画の関わりを問う。

2. 都市計画道路法隆寺線について

- ① 道路供用開始にあたっての条件等を問う。
- ② 施工完了区間の有効な活用についての方策を問う。

3. 配水管の管網整備について

- ① 管網ループ化についての認識と実状を問う。
- ② 管網ループ化の進捗状況と計画を問う。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

なお、吉野議員から欠席の通告を受けております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

まず、初めに13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 皆さん、おはようございます。

まず最初に、今回の台風で被害に遭われました、奈良県でも大きな被害を受けられました皆様方にお見舞いを申しあげたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず第1番目にあげました、前回に引き続いて介護保険の問題を取り上げております。それと申しますのも、介護保険制度は来年4月から制度が変わる。そして、制度が変われば、対象の人間も新たに入って来られる。ですから、サービスの供給量などをいろいろ見込んでいかなあかん。そんな中であって、自然でも、そのサービスの供給量を見込む中でも変わっていくことも推定をしなければならない上に、このような制度の改正が行われる。しかも、この制度の改正というのは、今まで要支援1、2の皆さんに受けていただいていたサービスにつきまして、総合サービスというものを創設してくる。そして、介護保険の給付でこのサービスを続けていくのか、総合サービスとして非該当となった人にも一緒にサービスを受けることについて町が町の事業として行っていくのか、これらを選択するようになっている。じゃあ斑鳩町はどう選択するのか、もう9月です。来年3月の問題について、やはり私としてはこの問題について、町の姿勢や考え方についてお聞きをしていかなければならないというふうに考えております。非常に難しい問題も含まれておりますけれども、この内容について、また町がどのように選択するかについて、まず、最初にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回の介護保険法の改正によりまして、要支援者等に対するサービスの形態として介護予防、日常生活支援総合事業が創設をされております。国はこの総合事業の導入によりまして、要介護認定におきまして、要支援とそれから非該当を行き来

するような高齢者に対しまして、切れ目のない総合的なサービスを提供できるということなどのメリットがあるというふうにしております。この7月に行われました厚生労働省の説明会の資料によりますと、総合事業で実施する事業につきましては3つございまして、1つとして地域支援事業の中の介護予防事業と包括的支援事業に係る介護予防ケアマネジメント事業。それから2つ目として介護給付費に係る要支援者のケアプラン作成及び訪問介護、通所介護等の事業。それから3つ目といたしましては、厚生労働省令で定める日常生活の支援のための事業ということで、この3つの総合事業が導入されるというふうにされております。この方法によりますサービスの提供を行うことについては市町村の判断とされているところでございます。厚生労働省は今後、総合事業の基本事業を提示いたしまして、年内には事業運営等に関する手引きを作成するとしておりまして、現段階では具体的な実施方法については明らかとなっていないのが現状でございます。本町におきましては、この事業を実施するか否かにつきましては、財源でありますとか、審査、支払い方法なども加えたこの事業の詳細をよく検討いたしまして、また新たな第5期の介護事業計画の策定にも影響いたしますことから、介護保険の運営協議会に諮りまして、また担当常任委員会でご相談を申しあげ、またご協議いただく中で決定をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、答弁を聞いてまして、担当も気の毒ですね。厚労省の手引き、12月って、年内って。そやけど、斑鳩町は予算立てなあきませんやろ。ほんで、1号被保険者の方の保険料が変わるとなったら、皆さんにお知らせせなあきませんやん。制度が変わんねやったらそれもお知らせせなあかんと。そんなこと間に合うんかなと。もう最近、私、厚生常任委員会ですっと来てますけどね、子どもに関する問題や障がい者に関する問題、もういろんな問題が何か知らん、医療にしたって、もうおくれて、おくれて来ますね。もう、市町村がどんだけ困っているかということ、国はわかってくれへんのかなあと、対等やと言いながらなかなか市町村の苦しみ、市町村の状況をわかってくれないと思います。それは、積極的にどんどん声を上げてください。実際、窓口で動いていくのは市町村なんだから、町民の皆さん、引いては国民の皆さんになるわけですが、迷惑をかけるという問題について市町村がもっともっと怒りを国に対してぶつけていかなあかん。こういう細かい問題、細かいことではないです、制度改正いうのは大きいです。ただ、手引書などをつくるという細かい作業について、もっと官僚の力は使っていかなあかんと、いくら政治主導であってもね。私はそんなふうにいるんです。でも今、国のほうではいろいろごたごたと、もうポストを

決めるのにごたごたしてね、政局は不安定やと。その不安定に市町村が振り回されなあかんというような状況が、私には見えておりますのでね。その辺のところを町は積極的に声を上げていっていただかなあかんと思います。このサービスを選択するに当たりまして、私ちょっといろいろ見させていただきましたらね、例えば介護保険そのままやっていくとは別に、市町村が総合サービスとして市町村の事業としてやっていく場合、これ公費負担の割合が違ってくるんですね。公費負担の割合が違ってきて、今度は2号被保険者のほうの医療の関係、医療保険のほうの負担が総合サービスになると大きな数字があらわれてくる。ということは、今現在、斑鳩町の国保で前期高齢者で大きな財源をいただいている中で、こちらのほうにも影響が出てくるのではないかなあと、というふうに私自身は心配をしております。ですから、この選択をするに当たっては、非常に町は苦しいと思います。どうすれば町の財政にいいのか、財政状況がより大きな負担を抱えることがないのか、そしてどうすることが、これが大事です、今まで利用されている皆さんがきちんと利用してもらえるか。そして新たに、必要と、サービスが必要となる人がきちんとサービスを受けれるか。その財源の確保がきちっとできるかどうか。それを、どちらを選択した場合にそうやって責任を持って斑鳩町がサービスの提供ができるのか、ここをきちっと見ながらやっていっていただきたいと思います。ただ、担当は気の毒ですね。予算編成せなあかんけど、この選択。私、今9月議会でこれを聞かせてもうてます。12月議会になってきたら、いよいよ予算のことでまた私もいろいろ言わなんのかなあとは思ってるんですけども、もうほんとに日数がありませんので頑張っていたきたいなというふうに思います。できるだけ細かい情報を入手し、そしてできるだけ、県、国に対して、町はじゃあどうしたらいいんだと、直接、直接加入者の皆さんに、被保険者の皆さんにご説明をせなあかん。町はどうしたらええねんということで、どんどん積極的に声を上げて、早くこういう手引書などが出てくるようにやっていただきたいというふうに思います。それと、私も以前入らせていただいております介護保険の運協です。運営協議会のほうなんですけれども。これにつきましては、今後、運協の最終的なオーケーと言うのか、やっぱり承認をいただかなあかんということもありますので、今後のスケジュールですね、どんなふうに運協を開催されるのか、それをお聞きしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 介護保険運営協議会の開催でございますけれども、まずは第1回目につきましては7月21日に開催をしております。このときには主に、平成22年度の実績の報告とそれから、先ほど質問者もおっしゃってました介護保険法の改正内容、こ

れにつきましてご説明を申しあげたところでございます。

それから、今後の予定でございますけれども、あと4回開催を予定をしております、10月と12月、それから1月ごろと2月ごろに開催を予定をしております。状況によっては、またもう1回ふやすなりですね、予定を変更するということもあるかと思いますが、今のところそういう予定で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 先ほども申しあげましたように、こういう自分たちにかかわる問題は、被保険者の皆様方にできるだけよくわかるように早く周知していきたいというふうに私たちも思います。ですから、運協の開催状況も、今聞いてましたら少しちょっとこれではしんどいのではないかなあというふうなことも思います。情報が入り次第、十分検討しながら開いていってほしいと思います。私もできたら今回は、運協のほうも傍聴もさせていただこうかなというふうには考えているところです。また、日程がわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

前回お尋ねしておりました、県の財政安定化基金ですね。32億9,000万ほどあるんですね。たまり過ぎたから今もう、基金の積み立てストップして何年かたちますけれども、それでも今なお、県の基金がそれだけあると。斑鳩町も介護保険の基金は平成23年度が終わるころには4,000万円ちょっと基金が残るんちゃうかなというような状況の中で、じゃあ今後の対応として、私、県がこの市町村の判断でいうところが、やっぱり県がもうちょっと頑張ってリーダーシップをとって県下の市町村に対してうまく引っ張っていってもらえるような姿勢というのができてくれたらありがたいなあと。そしてこの県の基金のあり方、これらについて十分検討しながらどういうふうにしたらいいのか、町はやっぱりこの基金の問題についてもきちっと考えながら、県へもそういう問題について声を上げていっていただきたいなというふうに思っております。基金は、これまでの質問で斑鳩町が持つ基金については、何があるかはわからないので3,000万程度は残したいというのが斑鳩町の考え方だったと思います。新しく制度改正になったり、保険料の見直しをしたときね、3年ごとに。やるときにそういうふうに斑鳩町の考えは以前からお聞きはしております。でも、3,000万ぎりぎり残したとしても、それを1,000万ちょっと残ってくると、1,000万ちょっとは崩すことができるようになったときに、その1,000万を有効に使える方法、やっぱり考えていただきたいなというふうに思います。できるだけ、最低限残す。なかったらないで困りますからね。最低限、その3年間の変動があったときに合わせてやっぱり3,000

万ほど残しておくという考え方で、あとはやっぱり積極的に今度の新しい制度に不備が生じるような点などがあつたら、そこにそれを使っていけるような考え方など持っていただきたいなというふうに思っております。本当に時間的な制約を受けて、大変難しい状況があるなあと私も心配しておりますが、ぜひともこれらについては最大限の努力を払っていただけるようお願いをさせていただきますして、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

2つ目に書かせていただきましたのは、観光行政の今後の展開についてということです。質問の要旨で書かせていただいておりますように、私は、観光行政にぜひとも力を入れていかなければならないというふうに思ったのは、合併問題があつたときに斑鳩町は合併をしない、単独町制でいくというふうに住民の皆さんもおっしゃっていただいて、議会の中でも多くの議員がそれを住民の皆さんの声を聞く中で、単独町制がいいと判断された方が多数を占めました。そのときに、自分も合併をしない町政運営、単独町制をやっていくと考えたときに、私は2つ、ぜひともそこからスタートして力を入れていきたいというふうに思ったのが、世界文化遺産という観光に力を入れていく材料、すばらしい財産がこの斑鳩町にあるんだ。そのことで、低迷している観光行政を何とか伸ばして斑鳩町に活気を呼び込んでいきたい。もうひとつは、人口は減っていきますよ、高齢化が進みますよという人口の研究所が発表しているものに対抗していくんだと。高齢化率をできるだけ抑えて、子育て支援をしながら子育て世代がたくさん斑鳩町に住んでもらう。この2つを私は何とか単独町制を選択したときから、この2つは頑張ればできる、頑張っていきたいと思って、私自身は常にそのことが頭にあつて、いろいろな場面で発言をし、実行をしてきたつもりです。特に今回、その2つのうちの1つ、観光行政について上げさせていただきましたのは、先日の観光ボランティアガイドさんの陳情書がございました。あのときに、私は、非常に陳情書が上がってきたことそのものに残念な気持ちもありました。町が、観光協会と観光ボランティアさんときちんとコミュニケーションを取って、そしてお互いにそれぞれの立場を理解しながら協力関係にあれば、ああいうものは上がってこなかったのではないかなと。まず、そういうことも思っておりました。ですから、その観点からも少し観光行政について心配だな、今後どんなふうにしていくんだらう。補正予算では、このまちなか観光の推進などということでも計画していくんだということでも上げてきていただいている。ですから、点、点、点といろんなことをやっても、これが線でつながらなかつたら発展しないんだということの中で、私はそれぞれ、そういうふうになっている事象などを見ながら、大丈夫なんだろうかと、補正予算を上げるけ

ど本当にそれが有効に今後の斑鳩町の観光行政により1歩、1歩と言わず半歩でも進むことができる内容になっているのだろうか。そういう心配がありました。ですから、今回はぜひともこの観光行政につきまして、町の姿勢というものをきちんと聞いていきたいというふうに思いました。

もう一つは、文化財活用センターのほうに私はベビーシートをつけてほしいということをお願いを以前に言って、「つけます」と町も言うていただきました。このときにも私は既に、小さい子どもさんを連れた若い世代の方たちも観光にお見えになっていますよということも申しあげてきました。ですから、そんないろんな観光客の形態に斑鳩町がどう対応していくのかという大きな大きな課題は抱えているというふうには思っているものの、でも、これから中宮寺遺跡の整備なんかも含めまして、より多くの斑鳩町には観光資源があるという中で、ここは踏ん張って観光に力を入れて、今の観光の形を変えていかなければならない。より大きなメリットが斑鳩町にも町の皆さんにも、また商工、農業、いろんな分野の方々にも潤っていただけるような方法で進めていかなければならないというふうに私自身も思っているところです。ですから、町のほうもそういうふうないろんな所で説明はしていただけてますけれども、改めて今回、斑鳩町の考え方、姿勢についてお聞きしてみたいなというふうに思いました。お願いします。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、斑鳩町の今後の観光行政の考え方というんですか方針でございます。第4次斑鳩町総合計画が策定をされたわけですが、この計画の中におきまして、斑鳩町の観光振興に対する取り組みにつきましては、まちづくりの重点施策のひとつと位置づけをさせていただいております。当町には、全国的に国内観光が低迷しているという状況の中で、平成22年度には127万人の観光客にお越しいただいております、5年前の平成17年度の78万人と比較をいたしますと大幅にふえているという状況ではございます。こういった背景には、団塊の世代の退職者等を中心にいたしまして、当町の豊富で多彩な地域資源を目的に来訪していただいているのではないかと感じております。しかし、当町の観光は従来からの法隆寺を中心とした、拠点通過型観光が主流でございまして、最近の観光形態が団体客から小グループの中心のまちなか観光に移行しているという状況の中にもなかなか対応できていないということから、住民との交流機会や地域経済への波及効果が限られている状況でございます。こうしたことから、当町の観光振興の取り組みのひとつといたしまして、地域資源を生かしたまちなか観光を推し進めまして、今

日、先ほどご指摘ありましたように点の整備だけではなく、中期的に点と点を結んで線となつて、その町そのものを回遊、散策していただけるように計画をしてまいりたいと考えております。さらに、観光客の方々により長く当町に滞在していただくために、斑鳩の里がはぐくんできた質の高い農と食を生かした拠点づくりや、農への参加促進につなげた民家宿泊といった体験型の観光プログラムづくりの調査研究を行っていく予定でございます。

また、なら観光ビジネスカレッジというものを、ことし2月に斑鳩町商工会、奈良県中小企業応援センターの主催で開催をしていただきました。今年度は生駒郡商工会広域協議会的主催によりまして、再度、なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴が開催をされております。この取り組みでございますが、観光地の活性化支援に実績のある観光カリスマや大手旅行代理店や旅行雑誌編集者などといった専門分野の講師陣を招きまして、地域振興を担う人材の育成及び地域の観光力の基盤となる事業所の強化を図りまして、今までの事業展開やマーケティングを見直すきっかけや気づきとなることを目的として開催をされています。ことし、こういった、なら観光ビジネスカレッジ等に多くの方々が参加をしていただきまして、このような取り組みを通じてそれぞれの関係者がお互いにコミュニケーションを図って、ともにこれからの斑鳩の観光振興につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、いろいろ部長のほうから答弁していただきました。私も、前回のビジネスカレッジ、若干行けるときは行かせていただいたりしてはいたけれども、今回もなかなか日程が合わへんなあと後半しかちょっと行けないなあと思いながら、このカリキュラムを見せていただいています。ぜひ後半は、何とか参加しながら私自身も勉強したいなあというふうに思っております。この総合計画のほうにも書いてありますが、民家宿泊ですね。この民泊と言われるこの取り組みというのは、私、斑鳩町では物すごく可能性のある事業じゃないかなあというふうに思ってるんです、実は。なぜかというと、私自分自身も、そういうことって自分も可能性あるかなあと、やっていくのね。けれども、ほかの方たちもとても素晴らしい人材、女性の方なんかあります。民泊で一番大事なのは、家があるか、それとお食事が提供できるかということ、この辺だと思ってるんですけどね。私は、食推さんであったり、農協の婦人部の方だったり、そういう方たちも巻き込んでいろんなことをやるときに、既にそういう方たちがそういう意識を持っていただけるような取り組み、最初からそういうお願いするとかじゃなくて意識を持っていただけるような、そういう何かをやるときに参加をしていただいて、そしてそんな中でこういう構想、斑鳩町の構想についてもご理解をいただく

ておられるような所へも町の職員さんもちろん勉強はしていただいていると思いますけれども、やはりその辺も確認を、南のほうでやっていただけることなんかの具体例なんかをまた確認をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま、ご質問者のおっしゃっております奈良県の南部のほうでいろいろな観光事業に取り組みをされているというところで、少し町外での事例をご紹介させていただきます。明日香村あるいは五條市などでいろいろと農家の方々が栽培した物を自らが加工、調理し、料理として出す。農業生産者が顔の見える究極の安全、安心の新しい形態のお店、古民家の農家レストラン、先ほど議員からもご指摘ありました、そういうようなものを開いておられると。なかなか、観光客の方々にも好評であると聞いております。特に明日香村では、年間100万人程度の観光客のほとんどが日帰りであるということや、人口減少あるいは少子高齢化によります遊休農地の増加対策といたしまして、発掘現場での土器洗いあるいは季節に応じた郷土料理づくりなどの体験型プログラムを確立させておられまして、宿泊客を生み出すという農家民泊をさせる宿泊観光プロジェクトが推進されております。さらに、明日香村の商工会が村の活力が衰退をする中で、こだわりの商品づくりで産業と観光を盛り上げるために季節に応じた旬が味わえる飛鳥ブランドを企画いたしまして、地元でつくられた土産をブランド認定をしておられます。例えば、特産イチゴのあすかるびーなどを使って村内の人気カフェレストランが手がけた飛鳥浪漫厨房ドレッシングシリーズ、あるいは、明日香の宮殿の石敷きを模しました古代米と白米からつくられましたポン菓子ITA-BUKIというものがございます。あるいはブルーベリーなどのジャム、それから亀型石造物をかたどった手づくりコンニャクなどを合計28種類の土産が開発されているというふうに聞いております。また、天川村のほうでもいろいろと取り組みをされておられまして、豊かな自然を活用されまして観光事業の取り組みがされております。年間を通じて自然観察会あるいはエコツアーを開催されております。具体例といたしましては、シロヤシオやシャクナゲの花を楽しむ行者還岳の初心者向けの登山、あるいは蛍の観察をするナイトツアー、鍾乳洞探検、川の源流を訪れる始まりの一滴源流ハイキングツアー、あるいは地域住民に教わる伝統の臼引き手づくり豆腐づくりやもちつき体験、冬を自然を体験できるスノーシューハイキングなどの体験型の観光プログラムが実施をされておるようでございます。このことによって、地域での滞在時間を長くして村内の洞川温泉などの宿泊施設の利用客の増加が図られているというところでございます。

続きまして県外の事例ということで紹介させていただきますと、去る8月22日に開催をいたしました、なら観光ビジネスカレッジ斑鳩・信貴のオープンセミナーにおきまして、講師の観光カリスマであります刀根先生から和歌山県内でプロデュースした体験プログラムの事例の紹介がございました。例といたしましては、本マグロの養殖体験、備長炭づくり、シーカヤック体験、語り部と歩く世界遺産熊野古道散策、ヘラ竿作り、ヘラブナ釣り体験あるいは桃の袋かけ体験や紀州藍染め体験などの田舎体験の観光プログラムを実施をされております。このように観光地を見る、聞く、だけであったオールドツーリズムからみずからが自然とふれあい体験するニューツーリズムに転換していくということで、各市町村で地域の活性化が図られているというようなところでございます。

以上が、町外で実施をされております観光メニューのご紹介でございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 県内だとか、お隣の和歌山だったら私もぜひ時間をつくってまた見に行きたいなあというふうに、今お聞きして思いました。ともに勉強していきたいと思えます。それとこれらをやっていく中で、先ほども小さい子どもさんが観光にお見えになられているということも申しあげましたけれども、斑鳩町は、私ひとつコンセプトのひとつとして持ってほしいのはね、3世代で観光に来られる方たちのおもてなしというコンセプトをひとつ持ってほしいんです。私、実は2年前に4世代と一緒に観光旅行行きました。4世代で行ってもほんとに楽しかったです。このごろでは、団塊の世代の方たちも時間ができてお孫さんもできてきた中で、3世代でどこかへ行こうかというような動きもあります。ですから、その中で、やっぱり歴史、文化とかいう所へ小さい子どもさんも連れて皆で来ようというような考え方に至っていただけるにはどういうものが必要なのか。斑鳩町の魅力をどう知っていただけるか。それで、その魅力が発信できれば3世代での観光に来ていただける、そういうものがつくっていけるのではないかなと。よその状況を見ている中では、そういうコンセプトを前面に出しておられ所は余りありません。ですから、斑鳩町のコンセプトのひとつとしてはそういう物もぜひ考えていっていただけたらな。この落ちついた斑鳩町の中で、そういう3世代で訪れていただいて、それぞれが満足していただけるような。それとともに、マップづくりというのもいろんなところでもおっしゃっていますし、書いてます。けれども、このマップというのは非常に難しいんです。大き過ぎたら見にくいですし。小さくするといろんなことが書けない。もしよければ、私これは住民さんからも提案があったんですけどもね。食事をするなら食事のマップ、そしていろんな趣味の問題であれば趣味のマップ、文

化のマップ、いろいろそれは検討していただきましてそちらのほうでも分類とかそういうのを考えていただいて、そういうマップを、どのマップが欲しいかというお客さんのニーズに合わせたわかりやすい、また文言1つでも興味を引くような、あっ、ここ行ってみたいなどというような、そういう工夫をされたマップづくりというのに私は期待をしたいなあというふうに思っています。これは住民さんのほうからも、大切なことだということでご意見いただいておりますので、またぜひ、これも検討をしていっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほども申しあげましたけれども、住民さん、町民の皆さん、町全体がおもてなしの心を持てるような意識づけというのは行政も頑張ってもらわなあかんということ、このことについてはまた念を押ささせていただくというのか、再度きちっとこの問題については行政側も認識を持っておいていただきたいと思います。

ほかの問題は皆巻き込んでとりあえず、行政がリーダーではなくて、いろんな方リーダーに出てきてほしいという思いを私も持っています。そうやっていけばいいなあというふうには思っていますけれども、意識づけは行政が頑張ってもらわんといかんのかなと、一般の町民さんにはね。そういうところは今後また頑張ってもらっていただきたいと思います。そのことをお願いをしまして、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

3つ目に書かせていただきましたのは、保育所が過密状況になってること。これにつきましては、以前から私は委員会などでも申しあげてきております。年度当初から、もう定員がいっぱいになっている状況があったり、もう年度途中でたくさんになってきてお断りをせんとあかん、お断りをしたらどうなっているかというたら広域入所がどんどんふえているということで、この決算の資料の中にも、成果報告書の中にもありますように、21年、22年、広域入所の数もやっぱりかなりの数いはいりますけれども、数字がとても園児数も定員を超えて大きくなってます。ことし、23年度も年度当初から、あわにつきましては、もう大きく定員の数を上回っておりますね、年度途中でなかなか受け入れることができない。だけど、これ一遍、私ちょっとこれ前もって言うてなかったらどういう状況かは聞きませんが、一遍調べてほしいと思うのが保育園の保護者の就労形態ですね。この方たちが正規で勤めておられるのか、非正規なのか。アンケートをとるのか入園のときの申込書でそれがわかるのかどうかはわかりませんが。あのね、大きい会社だったり、公務員さんだったり、いい条件で勤めることができている方は育児休業もきちり取れますのでその辺はあれですけども、非正規やったりなかなか育児休業がきちり取れないような非正規の形で勤めておられるような状況であったりした場合ですね、年度の途中からでも預けたいという方は、私

たくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているんです。これはまた今後、一度ちょっとこれからのこともありますので、こういう正規、非正規の割合をつかんでいただくということもちょっとひとつの課題として持っておいてほしいんですが、私の感触としては非正規の方も結構たくさんいらっしゃるのではないかなあ。年度途中でだから入れたい、早く仕事に復帰をしなければならない。早く仕事を、もう子どもができてやめたけれどもまた仕事を探さなければ生活していけない。こういう方たちが結構いらっしゃる中でやっぱり斑鳩町の保育園がいっぱいということ、このことについては私は以前から、もうここちょっと何年かは心配してます。子育て支援に力を入れてきてますので、先ほども申しあげましたように若い世代の人に斑鳩町により多くの方に住んでいただきたい。高齢化率をできるだけ抑えたい。そして活気のあるまちづくりをしたい。こういう思いの中で続けてきた結果、非常に今、評判が評判を呼んできている状況が出てきてます。先日も王寺の人からも三郷の人からも斑鳩町へ行きたい、斑鳩町ちょっと家ええところがないやろか、こういう相談を受けている状況がある中で、さらにこの子育て支援を前進していけたらいいな、もっともっと若い世代の人が来てくれたらいいなと思ってるんですが、保育所がこういう状況であるということでは、ちょっと私自身も心配になっているところです。ですから、こういう状況について受け入れていけるようにするにはどうしたらいいんだろうか、私もいろいろ思っておるんですが、今の現状を踏まえて町はどんなふうにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今年度の当初の町立保育所の入所の状況につきましては、今、質問者もおっしゃっていただきましたように、たつた保育園で115名、あわ保育園では181名でありまして、あわ保育園につきましては年度当初から条例上の定数150人ですけれどもこれを上回っていると、そういう児童が入所しているという状況でございます。ただ、保育所の入所児童数につきましては、条例上の定数を上回っておりましても園児1人当たりの床面積の基準でありますとか、保育士の配置の基準を鑑みて法令上許容される範囲におきまして、できる限り受け入れをさせていただいているという状況でございます。しかしながら、年度当初は少し受け入れにも余裕があったわけでございますけれども、途中入所ということで、質問者もおっしゃっていただきましたように多くございまして、今現在、このような中で希望される園を指定して待っておられる方が4人おられて、あと3人は待機されているという状況の中で、7人が入園を待っていただいているという状況でございますけれども、

これらを解決していくためには広域入所ということもございますけれども、物理的にはやはり保育室の増床、あるいは保育士の確保というのが必要になってくるということがございます。しかし、これらの環境整備をしていくためにはやはり費用等も要ることがございますので、これらの情勢をもう少し長いスパンで考えていく必要があるのではないかとこのように考えているというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 国の政治が悪かって、この間に保育所も一般財源化されてしまったり、それと民主党政権になって子ども手当で皆さんにばらまいて、ほんとはこういう所にお金使わなあかんと思うんですよね。保育園をつくる、その町が頑張ろうとしているところに国がきちっとした補助金を出すというような形で進んでいけば、町も積極的にいろんなことがやっていけるのではないかな。でも、町がたくさんのお金を出さなければならないとなると、やっぱり厳しい問題もいろいろ出てくるかと思えます。でもね、今もう待機が7名発生してきている。広域入所、21年、22年で76、75、広域入所で委託してるんですよ。行ってもうてます。23年度はもう80名を越えてるように聞いてるんですね。ですから、あえて広域入所をお願いして行ってもうてる人数まで入れましたら相当数いるわけですよ、斑鳩には。広域入所で受け入れてる数というたら6とか4とか、もううちが、いっぱいやからね、受け入れもようせんと。結局、委託ばかりようけしてるようなそんな状態になってます。ですから、私、ここは何とかしていかなあかんのん違うかな、何とか頑張って町も保育所については考えていかなあかんのん違うかなということを、今ほんとに思ってるんですね。何かいい方法はないだろうか。これは私、やっぱり担当者、担当レベルでは答えられないような問題ではないかなというふうに思ってます。今まで、町長には保育行政でもほんとに力を入れてやってきていただいてまして、福祉は後退させないというような形で常に言ってきていただいてました。そして、待機児童の問題についても町長が意識を持っておられまして、待機はないということをこれまでおっしゃっておられたわけですがけれども、今回このように待機者が7名出てきている状況の中で、また広域入所が大きくふえてきている中で、町長ご自身はこの問題についてどのようにお考えになられるのか、一度聞いておきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係は委員会でも再三質問があります中で、町としてはあわ保育園が150人の定員でございますから、あるいはたつた保育園が120名ということでござ

います。そういうことを考えますと、特に、たつた保育園については、今現在115人ですから、定員を割っているわけですから。なぜ、あわ保育園がこれだけふえてくるのかという状況でもね、十分考えてやらなあきませんし。何か、たつた保育園にしても今度あわ保育園に替わってるとかいう状況もございますからね。そういうところをやっぱり整理をしていかなかったら。私は、広域入所というのは、あくまでもその方がお勤めになるときに仮に王寺の所にお預けされる。これは黎明保育園等が非常に活発化されていますから。そういう中でも黎明さんあたりは、民間の関係であるいは公立の所に入ったり、上牧町とか入っておられますけどもね。やっぱりそういうことじゃなしに、斑鳩町としては、いつも申しあげるのに150人の定員であるけれども、できるだけやっぱりとっていこうということで、それについては委員さん自身も里川議員もそういうご理解をいただいています。ただ私は、大きな問題は、やっぱり150人を定員をオーバーしてますから、もし万が一事故が起こったとき、そういうことも考えなかつたらいけませんし。ただ、増床していくとか別にどこかへ建てるとかいう問題よりも、この先は、私は将来的にやっぱり今、国がこんな状態ですけども、幼保一元化というのは必ず出てくる。そこにこども園とかいろんな問題が今出ておりますし、奈良県下でも市では高田市とか郡山市とかこども園をつくってますからですね。やっぱりそういうことも考えていく中で、将来、今、乾部長が言うたように長いスパンというのか、今現状としては今、そういう努力はさせていただいてこれからのやっぱり事故のないようにやっぱり精いっぱい努力するというご理解、ご協力をいただいでですね、できるだけ待機のないような状況をしていくということで進めていきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町長も認識をお持ちのように、詰め込みますと保育というのは非常にやりにくいですし、事故の起こる確率が非常に高くなってきます。ですから、この点についてもやっぱり限界というものもあると思いますし、かといってやはり預けたいと思っておられる方のニーズに応じていけるようなシステムになっていけたらなということ。この辺で、今後十分、その問題について検討していただく。それと、さっき言いました正規、非正規の保護者の就労形態とともに、私もう1点検討していただきたいのが、入園できる月齢なんですけど、斑鳩町は7カ月から入園できるんですけど、何が基準で7カ月なんですかということ、首が据わっているかどうかとおっしゃったんですね。首が据わるのは3カ月、4カ月ですよと。ほんで、もう3、4カ月で首が据わるのになぜ7カ月なのかということには、その辺は十分なご回答がいただけてなかったんです。前、担当のほうとお話ししてる中でね。ですか

ら、先ほども言いましたように非正規でお勤めの方は、子どもを産んで少しでも早く行きたいということもありまして、実例としましては子どもが5カ月のときに仕事を4月から行かなあかん、そうしてそのときに保育所はあいているんだけどゼロ歳児があいているんだけど入れてもらえない。ですから黎明に入れた。黎明に入れて、お兄ちゃんはたつた保育園へ入れながら下の子は黎明に、別々の所へ送りに行って別々の所へ迎えに行ったという、そういう、非正規で勤めている方の例はありました。ですからそういう状況の中で、少しでもその月齢、許容範囲があるとは思いますが、もう少し月齢についても再度、もう7カ月しかあかんねんじゃなくて、何カ月だったらできるんだらうかということを検討していただいて、私は1カ月でもちょっと早めていただきたい、できたら生後6カ月から、半年から預かっていただけるような体制づくりをしていただきたいなというふうには思っているところです。ということ意見を申しあげまして、この項については終わらせていただきたいと思いません。

続きまして、4番目に上げさせていただいているのは障がい者の問題です。私は、障害者権利条約、これはね、早く批准すべきだと思っていたんですけども、その批准をするための基本法がきちっと整備されていないという日本の状況の中で、今回法改正が行われたというふうになっております。この法改正などが行われる中で、この権利条約批准されていく中で、まだ今すぐの話ではないですけども、今後の斑鳩町の障がい者施策の取り組みについて影響というのか、そのことによってどう進んでいくのか、これらについてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 今回、障害者基本法の改正によります、まずは経緯でございますけれども、障がい者の権利の保護等に関する障害者の権利に関する条約、これが平成18年12月に国連総会で採択されまして、平成20年5月に発効されておりますけれども、我が国は平成19年9月に同条約に署名はしておりますものの締結には至っていないという状況でございます。この条約の締結に向けた国内法の整備等が必要であるということから、国は障がい者制度改革推進本部を設置いたしまして、障がい者、当事者を中心とした会議を開催いたしましてこの意見などを踏まえて、今回この障害者基本法を改正をしているところでございます。この改正では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりまして、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する

社会を実現させることを目的としておりまして、国でありますとか地方公共団体の責務が明らかにされているということでございます。この障害基本法の個々の改正の内容につきましては、医療、介護、教育、療育それから就業相談、住宅の確保、公共的施設のバリアフリー化と多岐にわたります。障がい者が地域社会において安心して暮らせることができるよう、その基本的な事項が定められているものでございまして、町の施策もこれらをもとに行われていくというものでございます。特に今回の改正では、選挙等における配慮でありますとか、防犯、防災、あるいは消費者としての障がい者の保護などが新設をされております。条文では、選挙等において円滑に投票できるよう投票所の施設や設備の整備等必要な措置を講じること。あるいは、障がい者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた防犯、防災に関し必要な措置を講じること。あるいは、消費者として利益の擁護あるいは増進が図れるよう情報の提供等、必要な措置を講じることなどが定められております。改正内容の実現のために今後、個別法令の改正でありますとかガイダンスなどが示されるものと考えておりますが、この法律の理念の実現に向けた施策の取り組みを着実にやっていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） もう時間ありませんので私、今、部長おっしゃっていただきましたけれども、とにかく、これらの動向を見据えて間違いのないように斑鳩町の障害者計画の進捗管理、見直しというものをやっていっていただきたいということ。それとともに、この総合計画の57ページにあります、（仮称）障害者基本条例を策定しますということが書かれてるんですね。この基本条例をつくる場合、その今のこれらの動きを十分きちっととらえていただきまして、それと障害者自立支援法ではその3障害が一緒くたに考えられているような部分があって不合理なものだった。でもこれはやっぱり、これらのそれぞれの障害の分野の皆さん方のご意見をきちっと聞ける体制、それぞれの状況を把握して、そしてこれらの基本条例などを策定していくということについてはきちっとその体制をとっていただきたい、ということをお願いをさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず、高齢化社会への本町の対応についてであります。日本は、これから急速な高齢

化が進むと言われていますが、斑鳩町の高齢化率と独居夫婦のみの高齢者世帯の数の推移をどのように分析しておられるのかをお伺いたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 本町の65歳以上の高齢者数でございますが、平成23年7月末現在、総人口が2万8,605人でございますが、そのうち6,920人でございます。高齢化率は24.2%でございます。高齢化率は20年前、平成3年でございますけれども11.1%。それから10年前、平成13年では16.5%でございます。急速に高齢化が進んでいることが伺えます。また、第4次総合計画では、平成32年の総人口を2万7,000人、高齢者人口を8,640人といたしまして、高齢化率は32%と推計をしております。また、独居や夫婦のみの高齢者世帯数につきましては、同居する家族がおられても世帯分離しているなど、その実態を把握することは難しいものがございますけれども、過去の国勢調査から昭和60年には149人ございました。独居高齢者が、平成17年には641人と約4.3倍になっております。また、高齢者のみの世帯は昭和60年には166世帯であったものが平成17年には894世帯と、こちらも同じく約5.4倍になっています。平成22年度に行われました国勢調査につきましては現在集計中ということでございまして、平成23年10月に公表の予定ということでございますけれども、過去の推移からも増加をしているのではないかと考えております。町が実施しております乳酸菌飲料の配布でありますとか、緊急通報装置貸与事業など、独居高齢者や高齢者のみの世帯を支援するサービスの利用状況の推移を見ますと、その利用者が年々増加している状況でございます。

これらのことから、本町の高齢化率と同様、独居や夫婦のみ高齢者世帯数の推移につきましても、今後は増加していくものと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 平成32年の高齢化率は現在の24.2%から大きく上がり32%になると推計されていて、また独居高齢者世帯数は20年前の約4.3倍、高齢化のみの世帯は約5.4倍になっている状況から、今後高齢化社会での問題とされている孤独死や認知症へのケアなどの問題について、町はどのような対策を考えておられるのかをお伺いします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 町が実施しております高齢者の安否を確認するサービスといたしましては、先ほど申しあげましたけれども、乳酸菌飲料の配布でありますとか緊急通報装置の貸与、あるいは配食サービスなどがございます。乳酸菌飲料の配布につきましては平

成22年度では93人の方が利用されておりました、10年前と比較いたしますと20人、27.3%の増となっております。また、急病等の緊急時に協力員や消防署等によりまして迅速にかつ適切な対応が図られるよう緊急通報装置を貸与する、緊急通報装置貸与事業につきましても平成22年度では106人の方が利用されておりました、10年前と比較いたしますと67人、271.8%の増となっております。

次に、居宅に栄養バランスの取れた食事を配達することで高齢者の安否確認を行う配食サービスでございますけれども、平成22年度では79名の方の利用がございまして、10年前と比較いたしますと10人、14.5%の増となっております。今後ふえていくことが予想されます独居高齢者や高齢者のみの世帯の方の安否を確認する上で、これらのサービスは有効であるというふうに考えておりました、今後も普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。また、現在、町が行っております安否確認を行うサービスと合わせまして、民生児童委員、あるいは小地域福祉会等によりまして地域ぐるみの見守り活動、あるいは地域包括センターと連携も図りながら独居老人等の見守り活動の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に認知症へのケアにつきましては、認知予防を目的といたしました介護予防教室の開催、あるいは認知症の予防やケア等をテーマとした教室の開催などを通して認知症に対する正しい知識の提供と正しいケア技術の向上に努めるとともに、相談窓口といたしましては地域包括支援センターを中心に対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今現在、町が行われている高齢者の安否確認への施策として、乳酸菌飲料の配布が93人、緊急通報装置貸与事業が106人、配食サービスが79人の利用者があり、延べ278人の方が利用されており、最初の質問の独居高齢者が641人であれば重複利用者を勘案しないとすると、約5分の2の独居高齢者の方が利用されていることがわかりました。今後も、なお一層このような施策の啓発に努めていただくことを強く要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。よく、高齢者とお話をさせていただいたときに聞くこととして、できるだけ在宅で自立した生活を送りたいと話される方が多くおられます。高齢者が在宅で地域とかかわりを持ちながら生活できる環境整備について町の考えをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 高齢者の方が、介護や療養が必要になりましても在宅で自立した生活を送るためには、さまざまな環境の整備が必要であると考えております。介護保険のサービス基盤整備だけではなく、家族介護用品支給事業でございますとか、在宅寝たきり老人介護手当の支給事業等の家族介護を支援するサービス、あるいは在宅で介護を行うためのさまざまな情報提供、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援すること等によります高齢者の生きがいづくりや介護が必要にならないための介護予防事業等の一層の充実が必要であると考えております。また、地域包括支援センターを中心といたしまして、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握いたしまして相談を受け、地域における適切な保険、医療、福祉サービス、機関または制度の利用に努める等の支援を行うことも必要になってまいります。さらに、身近な地域での助け合い、支え合いのために、民生児童委員や小地域福祉会の声かけ運動や見守り活動などを中心とした活動も必要となってまいります。そのほか、高齢者がかかりつけ医を持つことによりましてふだんの健康管理に合わせまして往診の対応も受けやすくなることから、今後も引き続き啓発をしてまいりたいというふうに考えております。町といたしましては、これら各種事業等の推進を図りまして、高齢者が住みなれた地域の中で生き生きと安心して生活をしていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 町としては、民生児童委員さんや小地域福祉協議会の皆さんの協力を得ながら各種事業の推進を図ることで、高齢者が住みなれた地域の中で生活していただけるよう努められていることは理解できますが、そのようにするためには保健、医療、介護等の連携が必要だと思うのですが、それについて町の考え方を伺います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 平成18年4月に高齢者の総合相談窓口といたしまして、地域包括支援センターを設置いたしておるところでございます。この地域包括支援センターでは社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャー等の専門スタッフが寄せられました相談に共同で対応するとともに、地域におけます保健、医療、福祉、介護などさまざまな関係者とも連携をとりながら相談の解決に取り組んでいるところでございます。例えば、本人、家族またはその周囲の方から困難な事例の相談を受けた場合、その相談者がかかわります関係機関を招集いたしまして、問題解決に向けたケア会議を開催いたしまして、関係機関と連携しながら相談の解決に取り組んでいるところでございます。また、介護が必要となりまして介護保

険のサービスを利用する場合、ケアプラン等の作成が必要となりますが、このケアプランの作成時において利用者のかかりつけ医の意見も考慮したケアプランを作成することが、よりよいケアプランにつながることから、各ケアマネジャーが医療機関との連携を図っているというところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の答えから、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを重要拠点として考えているということですが、私の感じるところ、利用者側からは介護保険の要支援認定を受けた者以外は使いづらいとの声を聞いたことがあります。今後、高齢者のさまざまな相談に対応していただけるよう、地域包括支援センターの業務の啓発に努めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

昨年4月からスタートした中学生以下の医療無料化施策についてであります。まず、この施策の利用状況をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 子どもの医療に係ります助成につきましては、奈良県の制度におきましてはゼロ歳児から就学前の乳幼児の入・通院に対しまして助成を行っておりますが、所得制限が設けられておまして、入・通院で1件当たり500円、14日以上入院では1,000円の一部負担が必要となっております。しかしながら、当町の子ども医療費助成制度は子どもを安心して産み育てられるまちづくりを目指す中、所得制限や県のような一部負担を設けない形で中学生の入・通院の医療費の助成を拡大いたしまして、昨年の4月から実施をしております。平成22年度の子ども医療費助成の実施状況でございますが、受給者数で3,461人、助成件数で3万7,735件、助成額で6,965万7,534円となっております。助成件数の内訳でございますが、入院が260件、通院が3万7,475件となっております。通院は医科診療が2万2,057件、歯科診療が3,475件、調剤が1万8,888件、接骨等が55件となっております。また、助成件数のうち拡充をいたしました小、中学生の入・通院の医療費助成は受給者数が1,815人、助成件数が1万3,016件、助成額で2,617万5,802円となっております。平成21年度と比較いたしますと、受給者数で2,028人の増、助成件数で1万4,213件の増、助成額で2,509万7,814円の増となっております。また、平成23年度では8月末現在でございますが、助成件数で2万1,201件、助成額で4,186万2,188円となっております。前年度同月末と比較いたしまして助成件数で7,418件の増、助成額で1,6

44万2,479円の増となっているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 昨年度に比べて今年度は事業の周知が広がったことや、何よりも制度を利用しやすくなったことが大幅にふえてきていることになっていると思われま。私は、子育て施策としてよい施策と思っているのですが、今後、利用者が増加することがあっても財政的に問題なく継続できるのかお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 町では福祉医療の充実といたしまして、子ども医療費をはじめまして、老人医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費につきましてそれぞれの対象者に対しまして、自己負担分を助成することによって経済的な負担を軽減いたしまして、対象者の保健の向上と福祉の増進を図っております。これらの助成につきましては、原則として県の補助を受けて実施をしておりますけれども、子ども医療費につきましては子育て世代の医療費の負担を少なくするため、平成22年度から中学生まで入院費用を所得制限なしで自己負担なしとしております。その他の福祉医療制度におきましても、県基準と同じであっても自己負担なしで制度を行っております。県基準を超える対象拡大部分につきましては、町単独事業で実施をさせていただいているところでございます。子ども医療費助成事業費につきましては、平成22年度決算が6,965万8,000円でございます。県補助金、これは乳幼児の医療費の助成事業補助金でございますが、これが1,596万8,000円でありましたことから町の負担であります。一般財源は5,369万円となっております。平成23年度の予算額では、事業費が8,500万円で県補助金が2,055万円ございましたので、一般財源は6,445万円となっております。このことから、この事業に対しましては年間6、7千万円程度の一般財源が必要であるというふうに見込んでおるところでございます。本町の財政状況は、平成22年度決算では、実質収支が6億2,636万1,000円の黒字で財政健全化判断比率においてもイエローカードである財政健全化団体となる基準を大きく下回っている状況であり、当面健全な財政状況を維持できると考えております。ただ、景気の先行き不透明な状況、あるいは少子高齢化、人口減少社会への移行等への時代の転換期にある中で、町税等の自主財源の落ち込みや高齢者、障がい者に対する社会保障費の増大等が予想をされます。

このような状況でございますが、子どもの医療費助成につきましては、本町が掲げるすこやかに生き生き暮らせるまちづくりの推進に欠かすことのできない子育て支援のための重要

な事業であることから、創意工夫しながら事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 町税等の自主財源の落ち込みや社会保障費の増大等があっても、当町の子育て支援のための重要な事業として事業を可能な限り継続していくとの話を聞かせていただき安心いたしました。この事業の性格上、長期間継続することによってプラスの効果があらわれるものと思っております。その効果として、最初の質問をさせていただいた高齢化率を下げる効果もあり得ると考えるのですが、若い方々が斑鳩町に多く住んでいただけるように町外にこの施策を広報することは考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 子どもが病気をしたときに費用の心配をせずに安心して病院にかかれるというのは、子育て世代の切実な願いであると思います。こうした中、どの自治体も子育て支援を最重要の施策としてとらえて子ども医療費の無料化や予防接種の無料化など、次々に支援策を打ち出しておられます。この流れは近年、全国的に広がっておりまして、都道府県すべてが子ども医療費の助成を行っておりまして、その対象年齢の拡大も急速に広まっておりまして、対象年齢でありますとか助成条件などは自治体間に格差がございます。奈良県内の市町村の子ども医療費の助成の状況につきましては、平成23年4月1日現在、小学生まで対象を拡大しているのは4市町村。それから、中学生まで拡大しているのは13市町村となっております。1村が高校生までとなっております。ちなみに、1年前の平成22年4月1日現在では、中学生までを拡大していた市町村は6市町村、この1年間で7市町村がふえておるとい状況でございます。全国的には平成21年度では、入院、通院とも中学生まで拡大をしている自治体は約350団体になるということございまして、現在ではこれ以上にふえているというふうに思われます。このように子ども医療費の助成につきましては地域によりまして医療負担額が異なるため、子育てをする世代にとっては居住する場所を探すときの大きなポイントとなっております。少子化対策をおし進める上で重要な施策のひとつであるというふうに考えております。こうした本町の子ども医療費の助成も含めた子育て支援につきましては、町のホームページ、あるいは町の広報紙を通じまして、今後とも積極的に町内外に広報してまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 斑鳩町に住めば子育てがしやすいことを町外にもどんどん広報するこ

とによって若い方が斑鳩町に住んでいただき、高齢化率を下げるようになれば町の活性化につながるはずです。町の総合計画の重要指針である住民との協働とも通じることになりますので、人口分布にも目を向けていただきながらよい施策を執行していただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。まず1点目は、学童保育について書かせていただいております。長引く景気の低迷や労働法制の改悪による雇用の非正規化などにより、家計の平均年収は10年連続で下落をしています。そうした社会情勢の中、若い世代では多くの家庭が共働きを余儀なくされており、仕事と子育ての両立がなかなかうまくいかず大変だという声をよくお聞きします。さらには、ひとり親家庭なども徐々にふえている傾向もあり、こうした学童保育の問題につきましては、これまで特に昨年の6月議会にも一般質問をさせていただきました。その際に、私ども日本共産党が行った子育て世代へのアンケートの調査結果で、学童保育の保育時間延長を望む声があること、さらには仕事で夜遅くまで帰れず近くに頼れる人もいないので物理的に子どもを保育できないという実態が町内にあるということも紹介をさせていただきました。さらに、学童保育の保護者会からも保育時間延長の要望が出されており、町として指導員の確保ができれば現在6時半まで行っている運営を7時まで延長することを検討するという答弁もいただいております。こうしたこれまでの経緯、議論も踏まえた上で、改めて今回、学童保育の時間延長について町はどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 昨年の平成22年の12月議会でも、質問者から同様のご質問をいただいております。そのときにもお答えをさせていただいているところでございますが、学童保育におけます保育時間につきましては、平日は原則として放課後から午後5時

までとしております。しかしながら、女性の就労状況の変化など最近の社会情勢をかんがみるとともに、保護者会からの要望にこたえるべく、やむを得ない事情のある場合におきましては開室時間を延長いたしまして、現在は午後6時30分までとしております。また、土曜日及び夏休み、冬休み、春休み等の学校休業日には午前7時45分から午後6時30分までの開室をしている状況でございます。町といたしましてはより責任を持ってお子さんを保育していただくために、現在保育士や教員の資格を有していることを条件として指導者を雇用しておりますけれども、昨年度も、本年度の募集を行う中で運営のための人員をようやく確保ができているという状況でございます。また現在、6時30分まで利用する児童は在籍児童の1割にも満たないという状況でありますとか、あるいは運営時間の延長が与える児童への心情への影響というものも考慮いたしまして、現在の運営時間で保護者のご理解を得てまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） いろいろな困難な状況、そしてまた今、実際に6時半まで残っておられる方が1割程度やと。町としてはいろんなものを総合的に判断しながら運営を行っていただいているわけですが、やはり今の社会情勢を見ながら物理的に保育ができないという実態がある、そうしたことについては、家庭がきちんと保育をできる体制がないということについては行政がきちんと斑鳩町の子どもたちを保育していく、そうした姿勢がまずやはり求められてくるかなあというふうに思っています。以前に紹介しましたアンケートでは、物理的に実際、今、子どもを保育できないという声もあれば、そうしてやっぱりしっかりと働きながら子どもを保育していく体制がないので2人目の子どもを産もうかどうか迷っている、そんな声もあります。この間、斑鳩町は特殊合計出生率についても、全国的に県下でも一番下のラインで、それを上げてこようとかなり努力をされてきて、特に子育て支援施策には力を入れていただいている、そのことは十分理解をしていますし、私もちゃんと評価をさせていただきます。今後、こうした斑鳩町の少子化解消の問題も含めましてやはり、きちんと子どもを保育できる、そしてお父さんもお母さんもしっかりと働いていける、そうした環境整備というのは斑鳩町だけに限りませんが、どこの自治体でも課題であるというふうに認識をしております。そして、その中で、この間指導員を募集しても今年度についても何とかやっと今の基準の中で運営をしていく人員を確保したというふうにおっしゃいましたが、この間、以前質問をさせていただいている以降、この指導員の体制を強化する、充実をしていくということで、こういった研究や検討などを行っていただいていたのか、その点に

ついて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この学童指導員につきましては、例年そういった指導員を確保していくのが難しい状況の中で、やはりいろんなやり方と言いますか方法があると思いますので、その中で民間への委託ということも検討をさせていただいたこともございます。これにつきましては、そういった民間委託でやっておられるところもございますけれども、なかなか町としてはやはり資格を持った方を指導員としてついでいただきたいということを思っておりますので、そういった有資格者を持っておられて、そういう民間委託を受けていただけたところがないということでございますので、そういったことも検討いたしましたけれども、当面はこの運営体制、よりよい運営体制をこれから考えていく中で今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この学童保育については、私は民間委託、人材派遣を民間委託していくということはないのではないかなというふうには思っております。ただ、今、保育士の資格、教員免許を持っておられるという資格を持っておられる方ということで募集をされていますが、それについては今後、資格のない方についても人材的に活用していく方向についても可能性について研究をしていただきたいなあと。すぐに導入できるかという問題はありますが、今、生駒市のほうで実際に資格を持っておられる方と持っておられない方どちらも採用しているという状況がございます。生駒市の職員さんに話を聞かせていただきますと、そうした資格を持っている人と持っていない人が一緒にやっていて、何か困ったこと、問題とか起きてますかというのと、大きな問題は特に起きてないですというお話です。まだ、実際にその現場を見せてもらったりとか詳しいお話を聞かせてもらったわけではございませんので、今後、調査等も行っていきたいなと思っておりますが、ひとつの可能性としてそうした研究も進めていただきたい。それともうひとつ、そのお話を聞かせていただく中で私の関心を引いたのは、生駒市のほうは学童の指導員さんだけに限りませんが、臨時職員さんを募集する際に、もちろん斑鳩町と同じように町の広報やホームページなどでもまたハローワークで募集をかけているということにプラス、民間の就職情報誌などにも募集の広告を載せているということで、その民間のほうで募集をするとかなりの数、ホームページやハローワークだけではなかなか応募は来ないんですが、民間のほうで募集をするとかなりの数の応募があるということですので、斑鳩町として資格を持っている方を今後募集をしていくということで

あっても、やはりそうしたことについても十分に指導員さんを補充できるように民間の広告なども利用するのかどうか、その辺についても検討していただきたいなというふうに思います。やはり、指導員さんの体制がきちんとならなると、なかなか延長に進んでいくということも難しいことではあるかなというふうに思いますので、やはり指導員さんの体制をどう強化していくかということが今後の課題となっていると思います。ただ、学童保育の充実を求める声というのは、やはり今実際に保育所に行っておられる方からも、今、保育所は8時まで見てもらえますけれども、保育所を卒園すると学校に行かすようになり、やはり低学年の間はせめて保育所と同じように8時まで見てもらえないか、実際に仕事を終わって帰ってきたら7時やったり7時半やったりすると。そうした中で近々の課題でもあるということは、ぜひご認識をいただきたいというふうに思います。また、基本的にやはり、保育所でもそうですし学童保育でもそうですけれども、学童保育は放課後とか夏休みということで、保育所と全く一緒ではないのですが、やはり保育に欠ける子どもを保育していくという点で、認識が必要ではないかと思うんですが、斑鳩町としてこの学童保育の保育に対する姿勢についてどのように認識をされているのか、この点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この学童保育につきましては、子どもの学習活動に対する支援でございますとか、あるいは基本的な生活習慣の援助、あるいは自立に向けた手助けを行うということで、今、学童保育は運営をさせていただいているということでございますので、当然、ご両親が働いておられて帰れば1人になるという状況でございますのでそういったこともございますけれども、主にそういった先ほど申しあげましたことを中心にこれまでもやっておりますので、当然、そういったことから有資格者を、今、指導員としてついでいただいているという状況であるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今後、やはり私としては、早い段階です、指導員の体制強化を図っていただいて、少しでも早くやはり時間延長についても実現できるようにお願いをしておきたいと思いますので、職員の皆さんにおかれましてはぜひとも前向きに受けとめて研究、調査をしていただきたいと思いますというふうに要望として申しあげておきたいと思います。

そしたら、次の2番目の質問に移らせていただきます。

2点目は可燃ごみ処理の民間委託についてということですが、これまで斑鳩町では可燃ごみの焼却施設として町営の衛生処理場を保有し運営を行ってまいりました。しかし、その衛生処

理場が築30年になり、今後の維持改修費や地元への補償などの問題を考えると民間委託するほうが経費が安くつくなどのメリットを示して、来年度から可燃ごみの処理を民間委託していく方針を示しています。町が現在示しているこの方針について、いくつかの選択肢がある中で、私は民間委託を選択するということが必ずしも悪いものだとは思っていません。ただ、こうした町の方針に対して多くの住民の皆さんから、本当に民間委託して大丈夫なのか、こうした不安の声をお聞きしています。そうしたことから、今後も可燃ごみの処理のあり方やさらに民間委託によって発生する問題などについて、町としてどのようにお考えなのかお尋ねをしていくべきだと考えて質問に上げさせていただきました。

それでは1点目になりますが、今回、可燃ごみ処理を民間委託することによって発生するリスクをどのように認識されているのか、また、それに対するセーフティーネットは町としてどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） この可燃ごみに限りませず、当町ではその他プラスチック類、あるいは不燃物、瓶、缶類など既にその処理を民間委託しておりまして、どの廃棄物も同じ状況でございますが、可燃ごみをはじめとしたごみ処理を民間委託することによるリスクにつきましては大きく2つが考えられます。1つ目は、当初は安かった委託料が年々値上がりしていくのではないかとこの処理経費の問題でございます。それからもう1つは、民間業者の焼却炉が故障した場合やその業者が倒産した場合にすぐさま処理に行き詰まるのではないかとこの問題でございます。

まず、1つ目の処理経費の問題でございますけれども、市町村が自己処理施設を利用することが多い我が国では、処理施設を持たないということはその業者をお願いをして処理をしてもらうということになりまして、発注者と受託者の立場が逆転をしているという状況がございました。しかしながら、国の広域化によります施設の集約化、大規模化のねらいから廃棄物処理施設整備の交付金の対象は人口5万人以上の自治体に限定されておりまして、今後当町のように市町村で自己処理施設を保有できない市町村が増加していくことではないかと思っております。また、廃棄物の焼却によりまして熱回収を行って、その熱を利用いたしますサーマルリサイクルという方法をとることによりまして、焼却処理自体に付加価値がついてきたということなどから、現在では焼却施設を有する複数の処理業者が近隣府県にも進出をしてきているなど、発注者が委託先を選択できる本来の形になってきているという状況でございます。しかしながら、その社会経済情勢によりまして年々委託料が値上がりするとい

ったことも考えられますので、例えば5年間といった長期契約、覚書を締結するなどして長期契約をしたり、あるいは契約書に契約を継続する場合の次回の契約料につきましても明記するといったことなども対策として考えております。

次に2つ目のリスクでございますが、民間業者の焼却炉が故障をしたり、あるいは業者が倒産した場合にすぐさま処理に行き詰まるのではないかとということでございますが、大手の民間の処理業者では複数の焼却炉を準備しておりまして、一部が故障しても他の炉で対応をすることはできます。また、別会社の処理業者との連携、業務提携でございますとか、あるいはグループの傘下に別の焼却施設を持っているということがございまして、万一の場合に備えた対策も講じられているところでございます。また、先ほどの委託料と同様に契約書に焼却炉が故障した場合の対応について明記するといったような対策も講じていきたいというふうに考えております。また、万一、会社が倒産した、処理業者が倒産した場合でございますが、次の他の業者に手配するということについては町が行うということになるわけですが、処理が一時ストップするということも想定がされます。もし、焼却処理を委託できる民間業者が1社しかないというのであれば、たちまち処理に行き詰まってしまうということになりますけれども、現在、近畿で3社、あるいは中国地方にも処理業者があるということで、いずれの業者も他の自治体の可燃ごみを受けておるという実績がございまして、緊急時にはこういった業者の中から新たな業者を選定をするということになります。このようなことから、この民間業者の最新の動向を常に把握するとともに、その自治体におきます事前協議のほうについても確認をいたしまして、万が一のときにはすぐに他の業者に対応できるように体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） いよいよ、厚生常任委員会でも説明されていまして、10月ごろに入札をしていくということですので、経費の問題とかいざというときの問題なんかはきちっと業者と契約を結んでいけるように、やはり想定できる最悪の事態もきちっとつかみながら対策を行っていただきたいということも要望しておきたいと思うんですが、今いろいろなケースについて部長のほうで答えをいただき、町としていろいろな想定をされているということで少し安心はいたしました。もうひとつお尋ねしたいのは、その業者がどれぐらい信用できる業者なのかということも図る基準なんか今後必要になってくるかなというふうには思うんですが、万が一にその業者が不正な行為をしている、例えば不法投棄などが発覚した場合というのは、斑鳩町としてその業者との契約をどういうふうにしていくのか、

また、その後の対応としてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） その契約の業者が違法な処理を行った場合とか、法的な違反をしたという場合の対応につきましては、契約書にその対応について明記をしていくというような対策を講じてまいりたいと思います。現在、民間業者に委託しておりますその他プラスチック類・不燃物類等につきましても、法令に違反したときはその業者の責任において一切の責任の解決に当たっていただくということとともに、業者が事故またはその他の理由によって損害を受けた場合についても、その損害を町に請求することはできないという旨を契約書に明記しておりますし、また業者が法令に違反した場合には町が契約を解除することができるというようなことも明記しておりますので、仮にそういった契約を解除する場合にあっては町が引き渡した廃棄物の処分を完了するまでは契約を解除できないというような内容にもしておりますので、そうしたことも契約書に明記して対応してまいりたいというふうと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○住民生活部長（乾 善亮君） それでは次に、受け入れ自治体との協議についてお尋ねをしたいと思います。業者と契約をするだけじゃなく斑鳩町で発生したごみを他の市町村、他府県等に持って行って処理をしてもらうということでは、受け入れ自治体との協議が必要になるというふうに思うんですが、その協議についてどういった手続きが必要なのか、また、その自治体から受け入れを拒否されるというケースがあったときにはどうなるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 一般廃棄物を発生した市町村以外で処分する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、処分する施設が所在する市町村に処分する廃棄物の種類やその量、処分方法等を通知しなければならないと定められております。この通知の方法につきましては、受け入れる市町村側の規定によりましてまちまちでございますけれども、事前に搬出する市町村が処分する施設が所在する市町村に説明を行いまして、受け入れる側の市町村の承諾を得た上で通知をするというのが一般的な手順でございます。ただ、今現在、当町がその他プラスチック類・不燃ごみを処分しております三重県伊賀市の場合でございますと、まず当町より伊賀市に処分の計画についての説明、協議等を行いまして、その協議が整った後、さらに処分する施設が存在します地区の区長等のヒアリングを受けまし

てその中で年間の受け入れ量などが決められていきまして、最終的にその区長あるいは伊賀市の市長と協定書を取り交わしをいたしまして3年間の搬入が許可されるといったようなことで、初めてその市町村に一般廃棄物を搬入する場合には約4カ月から6カ月ぐらいのやはり協議期間が必要になるのではないかと考えております。なぜ、このような手続が必要なのかということをございますけれども、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律で作成が定められております一般廃棄物処理計画は、市町村が処理する一般廃棄物だけではなくて市町村以外の者が処理をする一般廃棄物についても対象となりますことから、他の市町村からどの程度の一般廃棄物の搬入が見込まれるのか市町村として把握をしておくことが必要があるのでこういった協議が、通知が要るということをございます。また、一般廃棄物の処理につきましては、広域処理というものが増加しておりまして、その円滑な処理の確保のためには関係市町村間において十分にその状況を把握しておくことが必要なことから処分先の市町村に対しまして必要事項をあらかじめ通知しなければならないとされております。このように市町村によってはその通知方法は違うわけをございますが、事前に処分先の市町村との協議は必要となつてまいります。廃棄物処理法の解釈では、処分先の市町村に対して通知のみで足りるということになっておりますので、この事前協議によって処分先の市町村が受け入れを拒むということとはできないということになっております。以上をございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まずひとつは、事前の協議に4カ月から6カ月かかるということですね。それと、相手方の受け入れ先の自治体が拒否をすることはできないと。通知だけで持ち込むことはできますよと。法律上はそうなっているということですが、先ほどもお聞きしましたが、その緊急時に何か業者にトラブル等があったりして業者を変えなければいけない。そして、そうすると受け入れ先の自治体も変わってくる、そういう状況が今後発生してくることが考えられるんですが、そうした緊急時の協定というのは事前協議に4カ月から6カ月かかるということですが、業者に何かトラブルがあってそこをお願いできないというふうになった段階で、まずひとつは斑鳩町が町から出るごみをどれぐらいストックしておけるのか、今、中間施設をつくっていただいておりますがそのキャパはどれぐらいあって、その間に新しい業者を探してごみ処理を委託するという作業をしなければいけないと思うんですが、その余裕はどれぐらいあって、その事前協議についてはどういうふうに対策、対応を想定されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 事前協議につきましては、その自治体によりましてその方法がまちまちでございますけれども、今年度におきましても、万一可燃ごみが衛生処理場の故障による等、あるいは修理によりまして衛生処理場が使えなくなった場合に備えまして、三重県伊賀市と可燃ごみの焼却につきましても事前協議は行っているところでございますが、持ち込みはもちろんしておりませんが事前協議だけ済ませておるという状況でございますが、あらかじめそういった事前協議をしておくということも可能ではないかというふうに考えております。その自治体によってはその事前協議が必要でないと、要らないと、通知だけでいいという所もございますので、そういった期間が要らないと、4カ月から6カ月というような期間が、事前協議が要らないということで通知だけで足りるという所もございますので、緊急時につきましては事前協議を要しない業者に選んでいきたいということも一つの方法であるというふうに考えております。もし、その通知をするまでの間、もちろん焼却処理ができない、処理ができないということになります、今の計画では、約1週間程度のごみは置いておける、ストックしておける施設であるという状況で、今そういった計画をしているということでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 急に業者を替えなければいけないということも想定をしていただいて、今は三重県の伊賀市のほうに協議をされているということですが、可能であるのならば、やはり複数の自治体にそうした協議というんですかね、事前に緊急時には持ち込みをさせてもらいますよというような話もしながら、いきなり町がごみを処理できなくなるというような状態にはならないよう、担当課としても、今後そうした対策については十分研究もしながら対策もとっていただきたいと思いますというふうに思います。

それと次の3つ目にいくんですが、今回、町の衛生処理場を廃止するということですので、今後自前で可燃ごみを処理することができなくなるわけですね。当然、町外で処理をお願いしていかなければならないんですが、そのごみ処理の考え方として地域で出たごみというのは基本的にはその地域で処理をするというのがごみ処理の基本的な考え方であるかというふうに思うんですが、その点については町としてどのように認識しておられるのか、また将来的にこの民間委託というのはずっと続けていこうというふうに考えておられるのか、それともほかの方法も検討しながら常にやはりどういった形がベストなのかということも、その考え方と合わせてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 一般廃棄物につきましては質問者もおっしゃいましたように、その市町村で出たごみについてはその市町村で処理をしていくというのが原則でございますけれども、そういったことがいろんな状況の中でできないということについては、当然、民間で処理をお願いするということもございますし、当町につきましてはそういった焼却施設が老朽化によってできないということで、当町としては民間委託をしていくという方向性を示しておりますので、それについては法令の解釈の中では許される範囲であるということでございます。それから、当然、民間業者に来年度から委託をしていくわけですが、そうなるごみの排出量がそのまま処理費用に反映してくるということもございますので、これは極力、住民の方にも今後さらに、またさらに一層ごみの減量化の協力をお願いしていくということになるわけですが、将来当然、今、剪定枝葉でありますとか生ごみの堆肥化につきましても努めておるところでございます。そういったことから環境問題学習会も実施をして、自治会の方にもお願いを今してきている状況でございますけれども、将来的には最後に残るごみと言いますか、紙おむつもあるわけですが、紙おむつもリサイクルをできるルートも今確立されておりますので、そういったことの研究をしながら最終的にはほとんど燃やすごみがなくなっていくという状況になるのではないかと考えております。また、今、広域化という話も出ておるわけですが、これについてはそういったお話がもし出てきたら、そういったこともひとつの検討課題になってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、最後に部長も広域化の話を少し出していただきましたが、可能性については追求をしていくべきかなあと。基本的にやはりごみ処理の基本的な考え方として地域で出たごみはその地域で処理をするという考え方に基づくべきかなと。ただ、民間委託をしていく、他の市町村等で処理をしていただくことが必ず悪いというものではないと思いますので、そうしたものと併せて、今後斑鳩町にとってどのような形がベストなのか、部長もおっしゃっていただきましたが、常に新しい情報をキャッチしていただいて研究をしていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

そうしましたら3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、防災のまちづくりについてということであげさせていただいております。3月11日に起こった東日本大震災は改めて自然災害の脅威を私たち人間に示すとともに、原発事故については明らかに人災であり、同じ過ちを繰り返させてはいけないということを教訓

として強く示したと感じています。そして、大震災以降、災害に強いまちづくりが求められ、いろいろな所で防災に対する考え方で含めてその見直しが行われています。私も前回の6月議会で、斑鳩町の防災計画の見直しについて質問をさせていただきました。今回も防災の観点から2つのことについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、土砂崩れ災害の対応について書かせていただいております。今回、台風12号によって各地で大きな土砂災害が起こっています。全国的に、きょうの新聞などを見ますと死者が39名、行方不明者が55名ということで被害に遭われた皆さんにお見舞いを申しあげますとともに、亡くなられた方々に対してお悔やみを申しあげたいと思います。国土交通省の調査によりますと、2011年度の全国の土砂災害発生件数、これは8月3日の午前9時の時点とのことですが、これは641件発生をしているということです。それと、内閣府の2011年度の防災白書では近年頻発するゲリラ豪雨や大雨等への緊急的対応のために治水対策を推進するとともに、地球温暖化に伴う気候変動への対策、適応策を推進するというふうになってはいますが、2010年度の土砂災害の被害件数というのは1,128件となっております。最近10年間の平均数が1,059件であることから、土砂災害自体が減っていないという数値を示しています。そうしたことから、早急に土砂災害に対する対策の強化が求められているというふうに感じています。奈良県下でも、十津川村で大きな土砂崩れが起きて人命が失われるというような状況の中、やはり町として県に対してもこの土砂災害に対する対策を早急に進めてほしいという、強い声を上げていただきたいというふうに思いますが、今般、斑鳩町では2009年の1月27日に、我々議員には知らされてはいなかったんですが、中央公民館で自治会長などを含め53名の住民が参加をし、県のほうから土砂災害に対する警戒地域等の説明会が行われました。そうして、一定説明、その後、議会のほうにも説明もあり、その段階では県の認識や警戒地域などの説明があったんですが、その後の状況について特段報告もない状況の中でその対策が進んでいるのか、また土砂災害法によって県の役割、または町の役割というのが定められているかなというふうに思います。そうした点について町の認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまのご質問でございますが、これは平成11年6月でございますけれども、広島県で発生いたしました大規模な土砂災害を契機に、土砂災害防止法が平成13年4月に施行をされました。これを受けまして、奈良県では平成19年度から平成22年度までの4年間で県下すべての危険箇所を土砂災害警戒区域、イエローゾーンと

申します、これは土砂災害が発生する可能性がある地域ということで県のほうで指定がされております。斑鳩町付近では、平成19年度と20年度の2カ年で地形の確認調査が県より実施されまして、その調査結果をもちまして区域の指定がなされております。なお、斑鳩町内におきましては、イエローゾーンの中でさらに家屋や人命に著しい危険を及ぼす可能性がある範囲ということで、レッドゾーン、特別警戒区域と申しますが、この指定は町内ではございません。こういった指定がされてきているわけですが、町内の土砂災害警戒区域が指定されたことによりまして、平成21年7月1日には、斑鳩町洪水ハザードマップに浸水想定区域と合わせまして土砂災害の危険箇所も掲載をいたしまして各戸に配布をさせていただいているところでございます。また先ほど質問者が説明いただきましたように、平成21年1月には説明会の開催をさせていただきまして、その時点、そのときには土砂災害警戒区域に指定されました地域に対しまして気象警報が出て、さらに土砂災害が発生しそうな条件がそろくと、土砂災害警戒情報がテレビのニュース速報などでも知らせられると。そして大雨が降っている場合におきましては、この警戒情報等に注意していただくとともに万が一に備えて日ごろから備えなり避難を心がけていただくようお願いをしているところでございます。また、先日、今年度に配布をさせていただきました斑鳩町暮らしの便利帳にも土砂災害に関する部分について掲載させていただいているということでお知らせをさせていただいております。また、県と町の役割等でございますけれども、奈良県は土砂災害が発生するおそれのある区域の調査の実施と土砂災害警戒区域等の指定を行うことや、気象台から発令をされます気象情報や防災情報を各自治体に迅速に伝達を行うこととなっております。斑鳩町はその情報をもとにいたしまして町民の皆様に対しまして迅速な避難勧告や誘導を行うこと、ということになってございます。そのような役割分担というふうに認識をしているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まず区域の調査なんですけども、これは県の責任だということで町内にもそのイエローゾーンと呼ばれる区域がございまして、そこについてはハード的な対策というのは必要なかどうか、そして必要であるのならばその整備を行うのはどこの責任になるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、このイエローゾーンに指定をされている中でハード対策が必要かどうかということでございます。この部分につきまして

ては、基本的に県のほうから聞かされておるわけですがけれども、なかなか全県下を、かなり多い危険箇所がございます。こういったことでなかなか、このハード整備が全体的にはできないというふうなところで、一昨日もございましたような山間部であったり、やっぱり優先度の高いものから県のほうでも実施をされるということになりますので、そういった状況の中から、この今回の土砂災害の警戒区域におきましてはできるだけ早い時点でこういう危険度を住民の皆様へ発信をいたしまして、日ごろからそういう認識を持った上で雨が降ると早いこと逃げるといふような心がけ、体制づくりをやっていただくというふうなことが中心にされているということで、このハード整備につきましては基本は県でやられることになると思いますけれども、これまで県でやられている部分、あるいは町と一緒にやる部分、町がやる部分等々も中にはあったというふうにお伺いしておりますが、具体的にどこかというところと今この時点でお答えはできないという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 居住地域ではないんですが、斑鳩町も昨年、野外活動センター等で路面が崩れるという状況がありましたので、やはり大雨が降れば、斑鳩町でもそうした事態が起り得るといふことは十分に想定できることであると思いますので、斑鳩町内でやはり特にイエローゾーンで指定されている地域について対策が必要なのかどうか、ということもきちんと町のほうとしても調査をしていただいて県に早い対応を行っていただくように、それで県のほうで時間がかかるのであれば費用的な相談をして、きちんと県にも費用負担していただく形で町のほうで整備ができないのか、そうしたことも検討をしていっていただきたいというふうに思います。それと、情報の伝達ということの問題があるんですが、先ほどその情報を発信する、例えば警報が出てますとか、いろんな情報があると思うんですが、そういうのは県の責任だというふうに部長はおっしゃったんですが、例えばこれを住民さんに避難勧告を出す、指示を出すというその部分でいうと町のほうになるのかなあというふうに思うんですが、その点について確認をしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃっていただきました土砂災害警戒情報につきましては、奈良県と気象庁で協議をされまして状況を確認しながら情報発信がなされるということをごさしまして、その情報を受けましてそれを参考に地域の降雨の状況、現地の状況等を勘案した中で避難勧告等を発信をしていくのは斑鳩町ということになります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その県の発する情報にもそのレベルというんですかね、段階があると思うんですが、それを受けて、さらに町が判断をしていくということで、どこまでが避難勧告でどこからが避難指示なのか、そうしたその見きわめをするというのは非常に難しいことであると思うんですが、今回の台風12号の被害があった中でも、その避難勧告やったり避難指示を出すのが遅かったのではないかというような指摘をされている状況もありまして、やはり住民の命に非常にかかわってくる重要な部分ですので、その見きわめというんですね、町として今後どのように整備をしていこうとされているのか。この土砂災害への対策ですね、緊急時に避難誘導を行ったり指示をしたりということについてもきちっとやはり町の防災計画に位置づけをしていくべきかなというふうに思うんですが、その点について町のほうはどのような認識をされているでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 地域防災計画の関係でございます。今現在、見直しを行いつつあります。その中で今、質問者がおっしゃいましたように土砂災害に対する警戒・避難体制の整備も盛り込むこととしております。また、奈良県、和歌山県で土砂災害により甚大な被害が発生しておりますが、この避難勧告の発信など行政の判断についてもこの防災計画の中に盛り込んでいかなければならないとこのように考えております。また、それ以外に土砂災害に対しまして防災計画の中では住民の皆様には危険箇所や避難場所等々の周知をさらに図るとともに防災意識の向上にも努めてまいりたいと、このような計画でまとめたい、このように思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、先ほども申しあげましたように、町の判断というのが非常に今後重要になってくると思いますので、その点についてもきちっと規定をして住民の皆さんにもよくわかっていただける、ご理解いただけるような形でまとめていただきたいなあと。そしてまた、そうした情報はきちっと住民の皆さんにもお伝えして行政と住民とが一体になって町の防災対策を進めていく、また、そうした自然災害が起こったときには連携を取って一人でも多くの方が被害に遭わないようにしていけるように防災計画の実現についてもお願いをしておきたいと思えます。

そうしましたら2点目なんですが、福井原発に対する認識と対応についてということで書かせていただきましたが、これも前回の6月議会で一定、福井原発で事故が起こった際に放射能の影響がどういうものがあるのかということでお尋ねをしています、その後、福島原

発で起こっている事故、あれによって放出されている放射能の与える影響というのが非常に広範囲になってきているという状況があります。そうしたことから、常に新しい情報を取り入れて町も対策をしていくという答弁をいただいておりますが、実際に事故が起こることを想定した避難計画ですね、こうしたものも国や県と連携を図る中で町としても具体的な対策を防災計画に位置づけていくべきではないかというふうに考えますが、この点について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 福島第一原発で起こったこの原発事故を受けまして、当町でもこの地域防災計画の中にこの放射能被害についてどのようにしていくのか、予防とかそういったことにつきまして盛り込んでいかなければならないと考えているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした中で、私もひとつ心配なのは、国とか県のほうは具体的な計画を出してくるというのが非常におくれてくると、時間がかかると。当然、時間はかかるでしょうけども、しかし鳥インフルエンザのときにさんざん県に計画や対策を求めてきましたが、結局その県から具体的な対応策が出る前に、弱毒性ではありましたがインフルエンザが蔓延してしまって非常に斑鳩町の保健センターなんかでも電話がパンクするとか、パニック状況に陥っている状況があったと思うんです。そうしたことから、国や県と連携するということは欠かせないことではあります、やはり町として実際に住民の皆さんの命と健康や暮らしを守るという立場で、今後、実際に福井原発で事故が起こったときにどう対応していくのか、このことについては職員の皆さん、または専門家の知識もお借りする中で具体的な対策を検討していただきたいというふうに思うんですが、町独自の取り組みとしては今現在の段階で考えておられることはありますでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この原発の放射能被害につきましては、東日本大震災において類似の距離であります仙台市の放射線量が過去の平常値より少し高い値というふうになっておりますものの、日常生活を送る上で浴びる放射線量の許容範囲以内におさまっているということでございます。しかしながら、想定されていた範囲と異なる箇所が高い数値を示していた事例もあり、日常生活には影響がないと言われながら感受性の高い子どもや成人であっても将来の健康被害、または風評被害による社会経済活動への影響を考慮すると、まず放射能による被害や汚染の状態を正確に把握することが放射能による被害対策を進める上で非常に

大切となってきております。現在、放射線量につきまして文部科学省の都道府県別環境放射能水準調査において全国の主要都市の放射線量を測定しており、また奈良県の保健環境研究センターにおきましては県内の大気や水道水の放射線量、降下物及び茶葉、ハウス柿の農産物の放射線物質の検査等が行われております。このように、このデータをもとに町としましては今現在、この放射能の關係の放射能汚染による注視をしてきているところでございますので、今後もこのデータをもとに斑鳩町としまして、奈良県及び奈良県内各場所での放射線量を注視していきながら対応してまいりたいとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 福島原発から100キロ程度離れているその仙台市のほうでの数値は少し高いというレベルなので、特に生活に支障を来すほどではないということで答弁いただいておりますが、特にホットスポットと呼ばれる線量がものすごい高い、これは地域ではなくて箇所が遠く離れた地域、例えばチェルノブイリで起こった原発事故ですね、あの際にはもう何年もたっていますが800キロ離れた所でそうしたホットスポットが確認をされているという事態があります。そしてそのホットスポットというのは、そこに例えば長時間滞在をしていますと年間の被曝量をあっという間に超えてしまうという状況もございまして、確かに奈良県が調査をしているその数値というのは町としてもつかんでおく必要があるかなと思っておりますが、やはり斑鳩町としてもその町内の計測、線量の計測というのは行っていく必要があるのかなあと。また、そうした線量調査を行うための機械というのは今、町で保有をしているのか、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 放射能の測定機器を町は持っているかということでございますが、町には今のところ持っておりません。奈良県の保健環境研究センターのほうに所有がございまして。また、西和衛生試験センター、少し古いですがその測定器はあるというふうに聞いておりますので何かありましたらそちらのほうですぐお借りして測定ができるものと考えております。なお、町の考え方、その測定器に関しての考え方ですけれども、先ほども申しましたように、4カ所の大気中の環境放射能水準調査結果や奈良県保健環境研究センターにおきまして放射能の物質の測定が行われ、それらのホームページ等でも情報提供されているところでありまして、奈良県の情報を注視してまいりたい、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、福島原発から事故が起こって5カ月以上がたっている状況でだ

んだんと放射能被害の深刻さというのが広がっていっている中で、専門家の方の話によりますとこれが2年、3年とたってくると、今以上に被害も広がりますし、とても今みたいな状況では済まない、住民の皆さんの不安ももっと大きくなりますよという指摘もされていますので、住民から声があったときに町が線量計測なども含めてきちっと対応していける形で対策を打って行っていただきたい。部長おっしゃっていただきましたが、防災計画にもきちんと位置づけをして行っていただきたいというふうに要望を申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

あすは午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午前11時40分 散会）